

## 学校文法における副詞の下位分類について

—中・高国語教科書の連携を中心として—

百地 京美

### 1. はじめに

現在、橋本進吉が提唱した説を基とした文法指導が中学校から行われている。文を文節に分け、単語に分け、品詞を見分ける作業が文法学習の姿であるといえるだろう。本論で取り上げる副詞は、自立語で活用はしない「用言を修飾するもの」とされており、連用修飾語であるといえる。また、中学校で副詞は、山田孝雄が提唱した説を基にした3種類（状態副詞、程度副詞、陳述副詞）に分類することができると教えられる。しかし、副詞の中には連用修飾語以外の働きをするもの、3種類だけでは判断しにくい単語もある。そこで本稿では、さらにこの3種類を下位分類し、副詞という品詞を形態的に捉え、学習において矛盾が減少することを考察する。

一方、文部科学省（以後、文科省とする）が発行している学習指導要領によれば、学校教育で行われている文法学習は、中学校から高校へ橋渡し役目を担っているとされている。しかし、中学校から高校への文法学習は、スムーズに移行されているとは言い難い。本稿では、中学校での口語文法学習と高校での文語文法学習がスムーズに移行されるためにはどうすればいいのかを考察した。なお、本稿は卒業論文を基としている。

卒業論文では、まず11名の研究者が行った研究諸説を基に副詞の研究史をまとめ、文語と口語における差異について考察をした。そして、口語文法（中学校での文法学習）と文語文法（高校での文法学習）について、それぞれ学習指導要領、教科書の用例を基に下位分類の提案をした。さらに、長野県の中学校・高校での採択状況を基に、下位分類とスムーズな学習の移行について考察した。本稿は、その一部を加除修正してまとめたものである。

## 2. 口語文法（中学校での文法学習）について

### 2.1 学習指導要領における文法指導の取り扱いの記述

指導要領では、単語の類別を1学年で学ぶ内容であるとしている。文法学習における単語の類別とは、品詞の分類のことであり、本稿で扱う副詞についてもこの中で学習する内容であると考えられる。

### 2.2 文法学習での副詞とその下位分類への提案

ここで、現行の中学校国語教科書の副詞の下位分類について考察を行う。教科書の例文は、誌面の関係上、取り上げることができないので、特徴を簡潔にまとめたものを〔表1〕に提示する（なお、教科書は略称で示し、詳細については末尾の【国語教科書一覧】を参照のこと）。

『光村』以外の教科書では、山田（1936）が提唱した3種類を記述、説明している。この3種類は、その副詞が何を表し、何を修飾しているかに

〔表1〕

教科書	『光村』	『東京』	『三省』	『教育』	『学校』
学習学年	2	1	2	1, 3	2
種類数	1 (2)	3	3	3	3
種類の名称 (～の 名称)	(状態) 程度 —	状態 程度 呼応 (陳述)	状態 程度 陳述 (叙述)	状態 程度 叙述	状態 程度 呼応
例文	○	○	○	○	○
問題演習	—	—	○	—	○
その他			別の欄で陳述の副詞を副詞の呼応として説明。	叙述の副詞の説明で呼応という言葉を使用。	連体詞とともに導入で扱う。

(○…ある, —…ない)

よって区別されているため、3種類を例文と関連させて学習しておいたほうがいいのではないだろうか。また、3番目の種類は各教科書で名称が異なっているが、名称の説明に「呼応」という言葉が入っていることは共通しており、その説明には「呼応」という名称が用いられている。学習者の混乱を避けるためにも、説明で用いた単語が使われている名称を用い、学習を進めていくことがよいはずである。

中学校の文法学習で使用する際、以下の条件を満たす教科書が望ましいと考えられる。

- ①下位分類名称が3種類以上あるか。
- ②それぞれの分類の説明の中に分類名称を示す言葉が入っているか。
- ③例文があるか。
- ④問題演習があるか。

このような条件に当てはまる教科書は、残念ながらない。なぜなら、どの教科書も「陳述副詞」において②が満たされていないからである。「呼応」の意味を確認せずに説明をしても、名称と結びつけるまで時間がかかってしまうのではないだろうか。また、5社とも副詞の定義を「主として用言を修飾する」としている。これは、用言以外を修飾することもあるということを示している。しかし、具体的にどの下位分類に表れるのか、どんなものでもいいのかなどは示されておらず、そのような例文も取り上げられていない。また、説明としては記述されていても、その記述に当てはまる例文はない場合もある。指導者は教科書や副教材を確認し、学習者が矛盾を感じないように例文を取り上げて、用言以外を修飾する副詞についても触れる必要がある。

### 3. 文語文法（高校での古文学習）について

#### 3.1 学習指導要領における文法指導の取り扱いの記述

本稿では、多くの高校で授業が行われていると考えられる、必修科目である「国語総合」と選択科目である「古典」についての記述を取り上げる。

### <国語総合>

国語総合では、語彙を豊かにするために文章の組み立てや言葉のきまりを扱うことになっているようである。「3 内容の取り扱い」に、「中学校の指導の上に立って……」という記述がある。中学校学習指導要領には記述はなかったが、これは中学校と高校の学習のつながりを示唆している。しかし、国語総合には「文語のきまり」という記述はあるが文法については直接的には触れられていない。これは、国語総合が国語科の必修科目とされていることが原因ではないだろうか。国語総合は、国語科の学習である現代文や古文、漢文という領域を全て網羅することが求められており、現行の教科書を見ても現代文と古文・漢文の比率が一對一となっている。つまり、古文は現代文の半分の量しか紙面が割かれていないことになる。また、高等学校国語科の目標と国語総合の目標が一致している。これらのことから、文語文法の学習までは手が回らないと考えられているのではないだろうか。

### <古典>

古典は選択科目であるため、国語総合にはなかった文法学習についても触れられているが、文法だけの学習を行うのではなく、「読むことの学習に即して行」うことが示されている。これは、古典が生徒にとって馴染みが薄い教材であることが理由の一つとなっているのではないだろうか。文科省学習指導要領解説（1999）によれば古典の目標は、「古典としての古文と漢文を読む能力を養うことによって……古典に親しむことによって……」(p.153)となっている。つまり、読むことが中心におかれているのである。このことから、文語文法を学習はするものそれだけを取り上げて学習することはせずに、読むことに即して行うようになっているのではないだろうか。

## 3.2 古文学習での副詞とその下位分類への提案

ここで、教科書には記述がないため、文法書を比較し、副詞の下位分類について考察を行う。なお、例文は前記と同様に誌面の関係上、取り上げることができないので、簡潔にまとめたものを次頁〔表2〕に提示する。

[表 2]

文法書	分類名称
『第一基』	状態の副詞, 程度の副詞, 叙述(陳述)の副詞
『第一標』	状態の副詞, 程度の副詞, 呼応の副詞(陳述の副詞)
『第一対』	状態の副詞, 程度の副詞, 叙述の副詞(陳述の副詞・呼応の副詞), (指示の副詞)
『第一完』	状態の副詞, 程度の副詞, 呼応の副詞(陳述の副詞・叙述の副詞), (指示の副詞)
『明治チ』	状態を表す副詞, 程度を表す副詞, 叙述と関係のある副詞(呼応の副詞), (指示副詞)
『明治新』	状態を表す副詞(状態副詞), 程度を表す副詞(程度副詞), 叙述と関係のある副詞(叙述・陳述の副詞)
『桐原基』	状態の副詞, 程度の副詞, 呼応の副詞
『桐原新』	状態の副詞, 程度の副詞, 呼応の副詞

上記のように分類名称は、「状態副詞」「程度副詞」「呼応の副詞(叙述の副詞・陳述の副詞)」の3種類が使われている。『第一対』『第一完』『明治チ』では、「状態の副詞」の一部を「指示の副詞」と分けて定義しているが、学習者にとって副詞の下位分類の矛盾からの助けにはならないと考えられる。そのため本稿では、「状態副詞」「程度副詞」「呼応の副詞」の3種類について考察を行う。

次に、それぞれの下位分類の定義についてである。「情態動詞」は全ての文法書で「状態の動詞」となっているが、『第一基』『第一標』『明治チ』『明治新』『桐原新』では「主に動詞を修飾し……」という記述がある。「状態副詞」は、「状態や時を詳しく言い表す」ものである。用言は、

- ① 動作・存在・作用を表す動詞
- ② 事物の性質・状態・人の感情を表す形容詞
- ③ 事物の性質・状態を表す形容動詞

を指す。この中で形容詞と形容動詞は、それだけで状態を表すことがあり、「状態副詞」を用いなくても状態を言い表すことができる。つまり、動詞を修飾する可能性が一番高いといえるため、このような記述がされている

と考える。

「程度副詞」は全ての文法書で名称は「程度の副詞」であるが、『第一基』『明治チ』『明治新』『桐原新』では「主に形容詞、形容動詞を修飾して…」という記述がある。「程度の副詞」は、「性質の程度を表す」ものである。用言で性質を表す品詞は、形容詞と形容動詞であり、その頻度が同じ用言である動詞よりも多いと考えられる。また、動詞はその性質を表さないため状態の副詞を伴い、それを程度の副詞が修飾するのである。そのため、程度副詞は用言だけでなく、他の副詞や名詞をも修飾すると定義されるのである。

「陳述副詞」は、「叙述の副詞」「陳述の副詞」「呼応の副詞」のいずれかの名称が使われてはいるが、説明自体にはそれほど差はない。しかし、2.にはなかった呼応の仕方による種類分けがされている。これらの定義は、「陳述副詞」が後に続く語として要求した語の持つ性質が決定している。これは、文語文法学習が解釈することに学ぶ目的を置いている結果であると考えられる。

今回取り上げているのは「文法書」であり、授業で必ず用いられるとは限らない副教材である。そのため指導者は、その中で必要があれば例を提示するか、文法学習を行うときには必ず用いるようにし、適切に援助をする必要性を考えなくてはならない。

## 4. 考察

### 4.1 文法学習と古文学習における下位分類

中学校での口語文法学習から高校での文語文法学習で、どのようにすればスムーズに移行していくかを考える。なお、それぞれの名称の定義は、前記から最も理想に近いと考えられる中学校教科書としては『三省』を、また高校の文法書として『明治新』を取り上げた。

次頁〔表3〕にあるように、下位分類名称、定義のどちらにおいても大きな差はない。しかし、高校の定義の方が「何を修飾するか」「何を表すか」ということが、詳しく記述されているように感じる。例えば、「情態副詞」における文語文法の定義である。ここには、「主として動詞を修飾して……」という記述があり、中学校の定義よりも幾分か詳しくなってい

[表3]

	中学校		高校	
	名称	定義	名称	定義
情態副詞	状態の副詞	動作や作用がどのような様子であるのかを表す副詞で、擬態語・擬声語（擬音語）も含む	状態の副詞	主として動詞を修飾して、その状態や時などを詳しく言い表す
程度副詞	程度の副詞	物事の性質や状態などがどの程度そうであるのかを表す副詞で、他の副詞や、時間・場所・数量などを表す名詞を修飾する	程度の副詞	主として形容詞・形容動詞を修飾して、その性質や状態の程度を詳しく言い表す
陳述副詞	呼応の副詞 叙述副詞 陳述副詞	いろいろな叙述の仕方（推量・打ち消し・疑問・依頼など）に呼応して、話し手の気持ちを表す	呼応の副詞 叙述の副詞 陳述の副詞	修飾される文節に、打消・推量・疑問・反語・仮定・希望・当然・禁止・比況などを表す語を要求し、その叙述と呼応する

る。これは解釈の糸口を学習者がつかみやすくするためではないだろうか。高校で行われる文語文法は、自らが創造することができず、解釈を学ぶ意図においていることから、解釈文法の色が強い。つまり、解釈するための手段を文法において学ぶのである。このことから、定義がより具体的になっているのではないか。

また、中学校での文法学習は、高校での古文学習へとスムーズに移行するための準備でもあると文科省は位置づけている。そのため、中学校と高校でそれぞれ使用されている教科書、および文法書内で使用されている下位分類名称に大きな差がないのである。

## 4.2 文法学習から古文学習へ移行していく上での考察

本稿では、長野県の採択状況を基に、中学校の教科書と高校の文法書の組み合わせについて考察を行う。その目的として、どのような組み合わせをするとスムーズに学習が移行されていくのかを見ていく。また、それによって、どのような支援を行う必要があるか、どのようなところに気をつけるべきかなどに注目して考察を行っていく。

### <『光村』からの移行>

一つ目のパターンとして、中学校のときに使用していた教科書が『光村』であった場合の組み合わせについて考察を行う。

『光村』の下位分類は、「……（状態や程度）を表し、主として連用修飾語になる。」となっており、「状態」と「程度」の分類が曖昧であり、副詞の分類名称として挙げられているのは、「程度を表す副詞」のみである。この名称と合致しているのは、『明治チ』『明治新』の二つである。また、『光村』では「状態」と「程度」の分類が曖昧であり、正確な名称は1種類しかなく、全体におよぶ下位分類はされていないようにも見受けられる。そのため、高校では、それ以外の「状態の副詞」「陳述の副詞」についての記述が詳細であることが求められる。また、学校によって副教材を用いるかどうかにも差があるため、その確認をするとともに、口語での「状態の副詞」「陳述の副詞」の例文や問題演習に触れる機会も作るべきである。特に、「陳述の副詞」という名称は中学生であっても高校生であっても、理解しやすかったり、とっつきやすかったりするということではない。名称やその説明からではなく、例文に触れることで理解していく方が馴染みやすいのではないだろうか。

次に、『光村』では言及のなかった「状態の副詞」と記述のなかった「陳述の副詞」について見ていく。

まず、「陳述の副詞」である。これは、この分類に該当する副詞が要求する一定の語と、その意味が説明してあり、例語だけではなく例文がきちんとついているものの方がよいと考える。

次に、「状態の副詞」である。これについては、説明もほぼ差がなく、例文も記述されているため、どの文法書となっても大差はない。

これらから、『光村』は、『明治新』に移行する場合は最もスムーズに移

行できると考えられる。以下、このような順番でスムーズな移行が可能であると考ええる。

- ①『光村』→『明治新』
- ②『光村』→『第一標』『第一対』『第一完』『桐原基』
- ③『光村』→『第一基』『明治チ』『桐原新』

①の場合は、『明治新』を使つての説明に入る前に、『光村』の他に副教材や授業の中で「状態の副詞」と「陳述の副詞」の学習をしたかどうかを尋ねるとよりスムーズである。なぜならば、それによって、「状態の副詞」と「陳述の副詞」についての知識があるかどうかを知り、準備をすることができるからである。また、『光村』では、「状態」という単語は記述されているが、副詞の定義の中で「程度」と同じように扱われている。そのため、「程度を表す副詞」と「状態」を表している副詞を同義語と理解している学習者もいないとは言いきれない。

②に対しては、①の場合に加えて「程度の副詞」に対しても補足説明を行つておくと、入りやすいのではないだろうか。なぜなら、『光村』では、「どのように・どのくらい」、「ある種の体言（場所・方向・時間などに関するもの）や他の副詞を修飾する」としており、その意味や何を定義するのかについてだけ記述がされている。そのため、「程度の副詞」は、何の程度を詳しく説明するのかについて捉えておく必要があると考える。

③の場合は、「状態の副詞」「程度の副詞」「陳述の副詞」のいずれに対しても口語での例文や問題演習を補助的に加えつつ入り、進めていくことが必要である。「状態の副詞」と「陳述の副詞」については①と同じであるが、「程度の副詞」は②よりも補足説明が必要である。その上で、同じように性質を表す「状態の副詞」やある種の体言（場所、時間などに関するもの）をも修飾することを説明し、文語文法学習に進むことが学習者の混乱を最小限に抑えることにつながるはずである。

以上のようにすることによって、文語文法での副詞の下位分類を学習するだけでなく、口語文法での副詞の下位分類を復習し、不足分を学習することができる。

### <『東京』からの移行>

二つ目のパターンとして、中学校のときに使用していた教科書が『東京』であった場合の組み合わせについて考察を行う。

『東京』は、「状態の副詞」「程度の副詞」「呼応（陳述）の副詞」の三つの下位分類が記述されている。

まず「状態の副詞」である。これについては、名称、説明ともそれほど大きな差はない。唯一差があるとすれば、「主に動詞を修飾して……」という記述が『第一基』『第一標』『明治チ』『明治新』『桐原新』で見られることである。この5冊を用いるときには、形容詞、形容動詞は「状態の副詞」を用いなくても状態を表わせるが動詞は表わせないということ、例文を用いて説明を行っていく必要がある。その他の文法書では『東京』と差がなく、例文を用いつつ口語文法から文語文法へと移行していけばよい。

次に、「程度の副詞」である。これは、『東京』も『第一基』『明治チ』『明治新』『桐原新』の「主に形容詞、形容動詞を修飾して……」という説明がなされている。そのため、この4冊については、そのまま例文や問題演習を用いて学習を進めていけばよい。一方、それ以外の文法書では、用言で性質を表す品詞は、形容詞と形容動詞であり、その頻度が同じ用言である動詞よりも多いことを確認し、それが口語でも文語でも変化しないことを確認することが必要である。また、動詞はその性質を表さないため状態の副詞を伴い、それを程度の副詞が修飾するのである。そのため、程度副詞は用言だけでなく、他の副詞や名詞をも修飾すると定義されるのである。口語と文語の間に壁がないことを、例文を用いて確認していくことができれば、よいのではないだろうか。

「陳述の副詞」は、『東京』では「叙述」という単語は使われていないが、文法書では「陳述」「叙述」「呼応」という三つが名称、説明のいずれかで使われている。そのため、どの文法書を使ってもそれほど大きな差は出ないものと考えられる。

これらから、『東京』は、以下のような順番でスムーズな移行が可能であると考える。

①『東京』→『明治新』『桐原新』

②『東京』→『第一基』『明治チ』

③『東京』→『第一対』『桐原基』

④『東京』→『第一標』『第一完』

①の場合は、「状態の副詞」では、「主に動詞を修飾」し「ある動作の状態を表す」副詞であるという説明がされている。また、「程度の副詞」では、「主に形容詞・形容動詞を修飾」し「その程度を表す」副詞であると説明されている。つまり、『東京』の記述と大差はない。しかし、「陳述の副詞の種類」が詳細に書かれており、「陳述の副詞」では『東京』と差が見える。それに対し、②は『東京』の記述との差はどの分類でも大差がない。この順番は、「陳述の副詞の種類」が解釈に重点を置いている文語文法学習では①の方がスムーズになると考えたからである。また、「陳述の副詞の種類」は、その種類名と要求されている語の意味が一致しているところから、例文を用いて学習していけばよいため、学習者に多大な負担をかけることが少ないと考える。

②の場合は、「状態の副詞」「程度の副詞」「陳述の副詞」のどれをとっても、『東京』とほぼ差はない。そのため、解釈文法の色が強い古文を学習するために、①の文法書に記述されている「陳述の副詞の種類」について補足的に学習することが必要である。どちらの文法書でも、補足的に「陳述の副詞の種類」についても触れられているため、その記述を用いながら学習を進めていくことがよいのではなだろうか。

③に対しては、「状態の副詞」「程度の副詞」での説明について、『東京』と差が見られる。つまり、「状態の副詞」は「主に動詞を修飾」することを、「程度の副詞」は「主に形容詞・形容動詞を修飾」することをそれぞれ文語文法学習に進む際に確認することが必要となるのである。このとき、口語と文語それぞれの品詞分類表を用いて学習を進めることを提案する。この中で、副詞だけでなく、用言である動詞、形容詞、形容動詞の分類定義を確認すると共に、「状態の副詞」と「程度の副詞」の定義を確認しながら行うのである。

④の場合は、どの副詞の下位分類をとっても、説明に差が見られる。そのため、「状態の副詞」と「程度の副詞」においては③を、「陳述の副詞」においては①を行うことがよいのではないだろうか。

また、どのパターンでもいえることは、口語での例文や問題演習を補助

的に加えつつ入り、進めていくことが必要であるということである。それにより、文語文法での副詞の下位分類を学習するだけでなく、口語文法での副詞の下位分類を復習し、不足分を学習することができる。

## 5. おわりに

本来、中学校での口語文法学習は、高校での文語文法学習へのスムーズな橋渡しをする役割を与えられている一面がある。

まず、下位分類の名称である。これまでの考察から、副詞の下位分類は「状態の副詞」「程度の副詞」「陳述（叙述・呼応）の副詞」という3種類が、中学校、高校で使用されており、これは山田（1936）が基となっていると考えられる。つまり、名称においてはスムーズな橋渡しをしているように見える。一方で、「陳述の副詞」の名称は、「陳述の副詞」「叙述の副詞」「呼応の副詞」のいずれかが使われており、統一されていない。しかし、中学校では、『光村』はこの分類をしていないがそれ以外の教科書では「呼応」という単語はどの教科書にも記述されている。そのため、中学校では「呼応の副詞」という名称が一般的であろう。また、高校でも同じことがいえる。つまり、どちらも「呼応の副詞」という名称が一般的であり、やはり名称にはしっかりとしたつながりが見える。

次に、下位分類の説明である。高校では、「主に何に修飾するのか」について記載がされていることが多い。しかし、これは突然出てきているものではなく、中学校の口語文法を復習すれば大きな混乱は防げるものであると考えられる。

文語文法での大きな特徴は、「陳述の副詞」を呼応する助動詞や助詞の意味によって「陳述の副詞の種類」としている点である。しかし、これはその種類の副詞が一定の決まった語を要求することを理解していれば、大きな混乱を招くことはない。指導者側がそれを理解し、口語文法の例文を挙げて確認してから文語文法の学習を進めていけばいいのである。

このように、口語文法学習は文の構造を理解することを、文語文法学習は古文を解釈することをそれぞれ目的としている。それぞれの目的を中心に据えつつも、名称やその説明は山田（1936）を基として一貫性が見られる。そのため、指導者は下調べの段階で学習者にとって矛盾が生まれそう

な箇所があった場合は、口語文法を復習することを前段階として入れることが解決策となるに違いない。また、例文や問題演習を通して学習を進めることも重要である。文法書は、完全なものとは言い難い。それに頼りきってしまうことは危険であり、忘れてはいけないことである。常に学習者の視点や自分の経験を下に例文を作成し、指導、学習を進めていくことが必要だと考える。しかし、本稿は現場での実践を行っていないため、実際に行う際には曖昧な点が多く出てくると考える。そのため、今後も本稿を基に、さらに矛盾が少ない学習を進めるための副詞の低位分類について考察を行いたい。

#### 【参考・引用文献】

- 遠藤嘉基 (1982) 『古典解釈文法』, 和泉書院
- 大槻文彦 (1932) 「語法指南」『大言海』, 富山房
- 小林英夫 (1976) 『小林英夫著作集 I 言語学論集 I』, みすず書房
- 小矢野哲夫 (1999) 「現代日本語の文法 (講義資料)」  
(<http://homewww.osaka-gaidai.ac.jp/~koyano/gendainihongonobunpou.html>)
- 北原保雄 (1982) 『日本語文法論術語索引』, 有精堂
- 阪倉篤義 (1952) 『日本文法の話』, 創元社
- 鈴木一彦 (1981) 『時枝誠記 日本文法・同別記 文語篇』, 東苑社
- 寺村秀夫 (1991) 『日本語のシンタクスと意味Ⅲ』, くろしお出版
- 時枝誠記 (1950) 『日本文法 口語篇』, 岩波書店  
—— (1954) 『日本文法 文語篇』, 岩波書店
- 徳田正信編 (1983) 『近代文法図説』, 明治書院
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』, ひつじ書房
- 橋本進吉 (1948) 『新文典別記口語篇』, 富山房  
—— (1948) 『新文典別記文語篇』, 富山房  
—— (1959) 『國文法體系論』, 橋本進吉博士著作集 第7冊 岩波書店
- 益岡隆志・田窪行則 (1992) 『基礎日本語文法—改訂版—』, くろしお出版
- 益岡隆志・仁田義雄・郡司隆男・金水敏 (1997) 『岩波講座 言語の科学 5 文法』, 岩波書店
- 松下大三郎 (1977) 『増補校訂 標準日本口語法』, 勉誠社
- 三矢重松 (1939) 『高等日本文法』, 明治書院

宮腰賢・石井正己『生きた文例による 基本国文法』, 正進社

文部科学省 (1998) 『中学校学習指導要領』

—— (1998) 『中学校学習指導要領解説—国語編—』

—— (1999) 『高等学校学習指導要領解説—国語編—』

山田孝雄 (1936) 『日本文学概論』, 宝文館出版

山本清隆 (2002) 「学校文法における活用論の問題点とその改善」『信州大学教育学部紀要』,

第 107 号, pp. 1-10

#### 【国語教科書一覧】

##### ・中学校国語教科書

光村図書『国語 2』(平成 14 年版)

東京書籍『新しい国語 2』(平成 14 年版)

三省堂『現代の国語 2』(平成 14 年版)

教育出版『中学国語 伝え合う言葉 1』(平成 14 年版)

教育出版『中学国語 伝え合う言葉 3』(平成 14 年版)

学校図書『中学校国語 2』(平成 14 年版)

##### ・高校国語教科書国語総合

第一学習社『高等学校 国語総合』(平成 15 年版)

第一学習社『高等学校 新編国語総合』(平成 15 年版)

第一学習社『高等学校 標準国語総合』(平成 15 年版)

東京書籍『新編国語総合』(平成 15 年版)

東京書籍『精選国語総合』(平成 15 年版)

三省堂『高等学校 国語総合』(平成 15 年版)

三省堂『新編 国語総合』(平成 15 年版)

教育出版『国語総合』(平成 15 年版)

教育出版『新国語総合』(平成 15 年版)

右文書院『国語総合』(平成 15 年版)

旺文社『高等学校 国語総合』(平成 15 年版)

明治書院『新編国語総合』(平成 15 年版)

明治書院『精選国語総合』(平成 15 年版)

筑摩書房『国語総合』(平成 15 年版)

大修館書店『国語総合』(平成 15 年版)

大修館書店『新編国語総合』(平成 15 年版)

桐原書店『探求 国語総合』(平成 15 年版)

桐原書店『展開 国語総合』(平成 15 年版)

・高校国語教科書古典

第一学習社『高等学校 古典 古文編』(平成 15 年版)

第一学習社『高等学校 標準古典』(平成 15 年版)

東京書籍『古典 古文編』(平成 15 年版)

東京書籍『新編古典』(平成 15 年版)

東京書籍『精選古典』(平成 15 年版)

三省堂『高等学校 古典』(平成 15 年版)

教育出版『古典 古文編』(平成 15 年版)

教育出版『精選古典 古文』(平成 15 年版)

右文書院『古典』(平成 15 年版)

右文書院『新古典』(平成 15 年版)

旺文社『高等学校 古典』(平成 15 年版)

明治書院『新編古典』(平成 15 年版)

明治書院『精選古典』(平成 15 年版)

筑摩書房『古典』(平成 15 年版)

大修館書店『古典 1』(平成 15 年版)

大修館書店『古典 2』(平成 15 年版)

大修館書店『新編古典』(平成 15 年版)

大修館書店『精選古典』(平成 15 年版)

桐原書店『高等学校 古典』(平成 15 年版)

【使用した文法書】

第一学習社『改訂版 楽しく学べる 基礎からの古典文法』

第一学習社『改訂二版 古文読解のための 標準古典文法』

第一学習社『新修版 対訳古典文法』

第一学習社『完全マスター 古典文法』

明治書院『チェックシート わかりやすい 古典文法 改訂版』

明治書院『新しい古典文法』

桐原書店『【基礎から解釈へ】 新しい古典文法演習ノート 三訂版』

桐原書店『☆新わかりやすい古典文法』

(ももじ あつみ 平成 18 年度卒業生)